

## 雑報

### 埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の建設工事を次のとおり施行するので、同法第二十二條第一項の規定に基づき公告する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県道路公社理事長 大島 利彦

#### 一 路線名

主要地方道越谷流山線

#### 二 有料道路名

三郷流山橋有料道路

#### 三 工事の区間

埼玉県三郷市田中新田一四五番九から同市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に五三mの地点）まで

埼玉県三郷市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に二二六mの地点）から同市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に二四〇mの地点）まで及び

埼玉県三郷市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に三五六mの地点）から同市田中新田一四五番九地先（一四五番九から千葉県側に三七〇mの地点）まで

#### 四 工事の種類

改築

#### 五 工事開始の日

平成三十一年四月一日